

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>（届出事項等）</p> <p>第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一〇十四 略」</p> <p>十五 削除</p> <p>「十六〇十八 略」</p> <p>「二〇六 略」</p> <p>（外国保険会社等の届出事項等）</p> <p>第六十六条 法第二百九条第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一〇六の三の二 略」</p> <p>六の四 削除</p> <p>「七・八 略」</p> <p>「二〇五 略」</p>	<p>（届出事項等）</p> <p>第八十五条 「同上」</p> <p>「一〇十四 同上」</p> <p>十五 保険会社が法第一百一十一条第一項又は第二項の規定により作成した書類について縦覧を開始した場合</p> <p>「十六〇十八 同上」</p> <p>「二〇六 同上」</p> <p>（外国保険会社等の届出事項等）</p> <p>第六十六条 「同上」</p> <p>「一〇六の三の二 同上」</p> <p>六の四 外国保険会社等が法第九十九条で準用する法第一百一十一条第一項の規定により作成した書類について縦覧を開始した場合</p> <p>「七・八 同上」</p> <p>「二〇五 同上」</p>

(届出事項)

第二百十条の十四 「略」

2 法第二百七十一条の三十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇七 略」

八 削除

「九・十 略」

3 「略」

(届出事項等)

第二百十一条の五十五 法第二百七十二条の二十一第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇十一 略」

十二 削除

「十三〇十五 略」

「二〇五 略」

(届出事項)

(届出事項)

第二百十条の十四 「同上」

2 「同上」

「一〇七 同上」

八 保険持株会社が法第二百七十一条の二十五第一項の規定により作成した書類について、当該保険持株会社の子会社である保険会社において縦覧を開始した場合

「九・十 同上」

3 「同上」

(届出事項等)

第二百十一条の五十五 「同上」

「一〇十一 同上」

十二 少額短期保険業者が法第二百七十二条の十七において準用する法第百十一条第一項又は第二項の規定により作成した書類について縦覧を開始した場合

「十三〇十五 同上」

「二〇五 同上」

(届出事項)

<p>第二百一十一条の八十六 「略」</p> <p>2 法第二百七十二条の四十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一〇七 略」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>3 「略」</p>	<p>第二百一十一条の八十六 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇七 同上」</p> <p>八 少額短期保険持株会社が法第二百七十二条の四十一項の規定により作成した書類について、当該少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者において縦覧を開始した場合</p> <p>3 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	